2019年10月　日

各市町村長　様
各市町村議会議長　様

（陳情団体）　愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者　森谷　光夫
名古屋市熱田区沢下町9－7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10％への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★（1）介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

回答 （高齢者支援課）
　低所得者の方に対しては、第７期の保険料を多段階化することで、基準額を抑え保険料の負担軽減に努めています。そのため、既存の減免制度の拡充は考えていません。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答 （高齢者支援課）
　低所得者の方の介護サービス利用料は、負担の上限額が低く設定されており、上限を超過した分は、高額介護サービス費として支給されるため、既存の減免制度の拡充は考えていません。

★（2）介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

回答 （高齢者支援課）
　職員については、介護保険制度の知識を有しております。また、必要に応じて、地域包括支援センターに案内をするなど、申請時の対応をしています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

回答 （高齢者支援課）
　国では、訪問介護「生活支援」が規定の回数を超える場合は、ケアプランを提出していただき、市町村主催の地域ケア会議を開催し、専門職等によるケアマネジャーへの聞き取りを実施し、内容の検証を行うこととしていることから、本町では個々の事情を勘案し、回数制限を行うか判断しています。

（3）基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

回答 （高齢者支援課）
　特別養護老人ホーム等の介護保険施設については、尾張東部圏域で必要数を整備するため、東郷町高齢者福祉計画において計画した上で設置します。
　第６期計画期間において、地域密着型特別養護老人ホームを整備し29床を確保したことから、現在の待機者については概ね解消できたと考えています。
　看護小規模多機能型居宅介護については、第７期計画に計上しており、平成30年度に事業者を公募の上、選定しました。令和２年度のサービス利用に向けて、事業者と調整を進めています。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

回答 （高齢者支援課）
　特例入所については、介護３以上の待機者との公平性を確保する必要があることから、国や県の定める指針に基づき、申請に応じて個別に判断をしていくものと考えています。

★（4）総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。
サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

回答（高齢者支援課）
本町では、平成29年7月に対象者の全てが介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。適切なケアマネジメントを実施の上、緩和した基準によるサービスや住民主体の多様なサービス等をご利用いただくことになります。
ケアマネジメントの結果、現行相当サービスの利用が必要であると認められた方が、必要なサービスを利用することが出来るよう基準を定めて、個々の事情に沿った対応をしています。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

回答（高齢者支援課）
総合事業で提供するサービス費については、地域支援事業で予算計上しており、必要な事業費を確保しているものと考えています。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

回答（高齢者支援課）
高齢者の集いの場について「思い出の語り場づくり」として、会場使用料（年上限60,000円）と傷害保険料（年上限30,000円）を助成しています。今年度は昨年度から3団体増加し、10団体の助成をしています。今後も高齢者の集いの場が増えるよう、働きかけていきますが、現行以上の助成は考えておりません。
また、東郷町社会福祉協議会においても「いきいきサロン事業」として助成事業を行っています。
認知症カフェは、ＮＰＯ法人及び介護保険施設に委託し、町内2か所で実施していますので、助成の実施については考えていません。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

回答（高齢者支援課）
多くの高齢者が介護予防教室や集いの場等に参加できるよう、令和元年 6 月から社会参加ポイント制度を開始しました。東郷町内で実施する介護予防教室や集いの場等に参加をすると、1日1ポイント付与され、15ポイント貯まる毎に500円の商品券と交換ができる仕組みです。最大2,000円分(年度)の商品券と交換が可能です。
また高齢者が参加できる通いの場の充実を図るため、介護保険施設及び民間企業と協働し介護予防教室の開催をしています。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

回答（高齢者支援課）
住宅改修費及び福祉用具の購入費については、受領委任払い制度を実施しています。
高額介護サービス費については、世帯合算や支払いの混乱が予想されるため、実施を考えていません。

★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

回答 (高齢者支援課)
介護人材の増員については、町単独での介護人材確保は考えておりませんが、基準緩和型訪問サービスAについては、事業所に登録して業務に従事することができる生活支援地域サポーターの養成を行っています。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

回答 (高齢者支援課)
介護保険の制度として、介護職員処遇改善加算があることから、自治体独自での施策は考えていません。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

回答 (高齢者支援課)
1人夜勤の禁止は考えていませんが、本町が指定する事業所については、適切な運営が行われるよう、適宜、実地指導を行っています。

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

回答 (高齢者支援課)
要介護認定者は、介護の手間によって要介護度が認定されているため、障がいの程度とは判断基準が異なります。したがって一律に障害者控除の対象とすることは考えていません。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

回答 (高齢者支援課)
平成29年度より、本町の被保険者で障害者控除の対象となる方には、全ての方に対して障害者控除対象者認定証を個別送付しています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

回答 (保険医療課)
平成30年度の国保広域化に際し、本町は医療費も所得水準も県内で上位にあることから、今後も一人当たり保険税の増加が見込まれています。県に対しては激変緩和の対応を要望していますが、保険税を引き下げる状況にはありません。
また、一般会計からの赤字補てん目的の繰り入れは、解消すべきと国から示されています。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

回答 (保険医療課)
子どもにつきましては、別に助成制度を実施しています。保険税の均等割の対象からの除外及び一般会計による減免も予定していません。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

回答（保険医療課）
現行により減免制度は活用されており、今後、要件の緩和をする予定は現在のところ考えていません。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料（税）を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

回答（保険医療課）
資格証明書は発行していません。保険証については、定期的な納税相談や自主納付を促す観点から短期保険証を発行しています。

★⑤保険料（税）を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

回答（保険医療課）
他の納税者との公平性を保つためにも、正当な理由や納税相談のない滞納者で、納付資力がある者に対しては、法律の規定に基づき滞納処分を行います。短期保険証については、町の規定に基づき、自主納付を促す観点から交付しています。短期保険証は基本的に3か月（18歳以下の子どもは6か月）としています。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回答（保険医療課）
ホームページで周知しています。また、基準の改正は、現在のところ考えていません。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

回答（保険医療課）
国民健康保険に加入されている70歳～74歳のみで構成される世帯については、簡素化により初回申請のみしていただき、その後は自動振込みとなっています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

回答（収納課）
法令や判例に基づいて滞納処分を執行します。
地方税法第15条の徴収猶予または換価の猶予について、各要件等に該当すると認められる場合及び滞納処分の停止に該当する事実があると認められる場合は、法に基づき対応します。
なお、分納・減免については、法令に反しない範囲で対応します。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に

基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援（仕事探し）を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回答　（福祉課）
窓口では相談者の方から状況等をきちんとお聞きしたうえで、適切な助言やアドバイスを伝えています。また、対応時の内容を県（尾張福祉相談センター）へ伝え、生活保護が必要と思われる方には、日程調整のうえ申請をお受けしています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

回答　（福祉課）
ケースワーカーなどの専門職の配置については、県にお願いしています。
また、近隣市町の生活保護担当職員による事例研究等を実施しています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

回答　（福祉課）
これらの事案が発生した場合は、県で対応しています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

回答　（福祉課）
本町では資産調査の権限がないため、県で対応しています。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新含む）や電気代の助成を行ってください。

回答　（福祉課）
新たに生活保護を受給される方へのエアコン購入費の一部扶助は、県で対応しています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

回答　（保険医療課）
県の補助制度に上乗せして、福祉医療制度を実施しています。また、必要とする補助については、県に要望したいと考えています。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。中学校卒業まで現物給付（窓口無料）で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

回答　（保険医療課）
平成 24 年 1 月診療分から、18 歳年度末までの子ども医療費について、所得制限なし、自己負担額なしで、現物給付により実施しております。食事療養費の助成は現在のところ考えていません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

回答　（保険医療課）
平成 26 年 8 月診療分から、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級をお持ちの方を対象に、一般の病気を対象とした助成を実施しています。また、自立支援医療対象者へ

の精神障害者医療費助成も実施しています。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

回答　（保険医療課）
　妊産婦の医療費助成は現在のところ考えていません。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

回答　（子育て応援課）
　愛知県が実施した子ども調査は、県内の状況を把握するためのものでしたが、概ね本町の実態も同様であると考えていますので、町独自の実態調査は現在のところ予定していません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

回答　（子育て応援課）
　ひとり親世帯等に対する自立支援計画の策定の予定は現在ありませんが、愛知県尾張福祉相談センターより母子・父子自立支援員が月１回来庁し、生活の安定や子育ての相談、就学に関する相談、給付金事業に関する案内を行っています。また、キャリアカウンセラーによる就業支援も随時行っています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1．4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

回答　（学校教育課）
　現状では、基準の引き上げは考えていません。
　年度途中での周知については、今までの方法の他、始業式で周知するなど、その機会を増やしています。
　支給費目については、平成２３年度よりＰＴＡ会費及び生徒会費を追加しましたが、それ以上の拡充は今のところ考えていません。
　入学準備金の就学前支給については、平成30年度から実施しています。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

回答　（こども保育課）
　児童館では、子どもが自由に遊ぶことができる居場所づくりを行い、放課後子ども教室では、学習支援や体験活動を行っており、いずれも全小学校区で実施しています。
　　（福祉課）
　愛知県から委託を受けた東郷町社会福祉協議会が実施している「愛知県子どもの学習支援事業」に対し、運営等の助言などサポートをしています。
　（子育て応援課）
　本町では、社会福祉法人が「地域・子ども食堂」を独自に開設し、世代を問わず食事をしながら交流しています。他に開設を検討する団体があれば支援の在り方を検討していきたいと思います。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

回答 (給食センター)
給食費については、令和元年10月から20円値上げしますが、値上げ分の20円を町費で負担します。多子世帯に対する支援は特に検討していません。

(3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

回答 (こども保育課)
年度途中からの待機児童解消のため、0歳から2歳児を対象とした認可保育所の整備を進めていきます。また、有資格保育士の確保については、単価等を適正に見直すなど、労働条件の改善に努めます。

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

回答 (こども保育課)
認可外保育施設の設置に関することや立入調査などの指導や監督は、児童福祉法に基づき県が行うものとなっています。また、県では国の基準に独自の項目を追加して基準を決めています。本町としましては、国基準を上回る県の指導監督基準を満たしていない認可外保育施設に対して、現時点では独自の支援を行うことは考えていません。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。

回答 (こども保育課)
10月から幼児教育・保育の無償化が始まりますが、給食費を無償とすることは考えていません。一方、給食費のうち副食費には免除規定があるため、無償化以前の利用負担を上回ることがないと想定しています。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

回答 (福祉課)
町内にない障害福祉サービス事業所の開設に向けて、補助金等の支援を行っています。また、障害福祉サービス以外にも地域生活支援事業のサービスをご利用いただいており、利用希望により事業所を拡充しています。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

回答 (福祉課)
障害支援区分毎に基準支給量を設定していますが、その方の置かれている状況

に応じ、基準支給量に上乗せして支給するよう、個別ケースで対応しています。

③移動支援（地域生活支援事業）を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

回答 （福祉課）
通園・通学・通所・通勤においては、１か月の通所訓練を認める場合があります。入所者も個別ケースで対応しています。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

回答 （福祉課）
介護給付におけるヘルパー派遣は、国の定める指針に基づき実施しています。今のところ、指針に定める範囲以上の利用を認める予定はありません。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

回答 （福祉課）
障害福祉サービスの利用者負担については、法に基づいて実施しており、町独自で無償にする予定はありません。
（給食センター）
障害者・児に特化した給食費の支援については、検討していません。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、
1）一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
2）介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。
3）2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

回答 （福祉課）
介護保険利用に切り替わる前にサービスについての事前説明をさせていただくとともに、状況に応じて引き続き利用できるサービスもある旨を説明しています。
高齢障害者の利用者負担軽減制度についても、適応される要件等について、介護保険利用に切り替わる前に対象者に対して説明しています。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

回答 （福祉課）
国の社会保障政策に関することであるため、本町としては、要望書の提出や補助については考えていませんが、今後の国の動向を注視しながら適切に対応していきます。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

回答 （福祉課）
国の社会保障政策に関することであるため、本町としては、要望書の提出や補助については考えていません。

8．予防接種について

★①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。

回答 （健康推進課）
乳幼児の任意予防接種は、国や近隣市町の動向を見極め研究していきます。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

回答 （健康推進課）
現在の額は受益者負担の観点からも適正であり、助成額の増額は予定しておりません。２回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることについては、国の動向を見極め研究していきます。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

回答 （健康推進課）
産婦健診の１回目助成を開始しています。２回に拡充することについては、近隣市町の動向をふまえて検討していきます。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

回答 （健康推進課）
妊婦・産婦どちらか １ 回、妊産婦歯科健診の助成を行っています。受診率が低く、まずは受診率を上げることが優先と考えています。妊婦と産婦共に１回に拡充することについては、事業の有効性を研究していきます。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

回答 （健康推進課）
東郷町健康づくり・食育推進計画において、かかりつけ医をもち、口腔衛生環境を整えるよう指針を出しており、妊産婦歯科健診や歯周病検診を通じて、歯科医院と連携を図っています。そのため、歯科衛生士の常勤配置は考えていません。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

回答 （保険医療課）
75 歳以上の高齢者が今後増加していく上での検討事項であり、本町から個別に国に対して意見書等を出す予定は、現在のところありません。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

回答 （保険医療課）
現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

回答 （保険医療課）
マクロ経済スライドの採用は、将来にわたり年金財政の均衡を保つための国の

施策と解釈しています。そのため、本町から国へマクロ経済スライドに関して働き掛けることは考えていません。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

回答（高齢者支援課）
現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

回答（保険医療課）
現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

回答（福祉課）
施設整備に関しては、現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。整備を予定している事業者に対して、国・県の補助金を案内します。報酬単価については、平成30年度に報酬改定がありました。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

回答（保険医療課）
現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

回答（保険医療課）
現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

回答（保険医療課）
現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

回答（保険医療課）
現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

回答（保険医療課）
現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

以上